

平成 28 年 天草市農業委員会第 12 回総会議事録

平成 28 年 11 月 25 日天草市役所別館 C 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	山本隆久君	4 番	中村三千人君
5 番	宮崎義一君	6 番	黒川紀世子君
7 番	松下二六一君	8 番	君
9 番	本田実君	10 番	小堀田幸一君
11 番	嶋田浩二君	12 番	富崎ますみ君
13 番	中川徹君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1 名）

8 番	井島安一君
-----	-------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	山本幸伸	局長補佐	藤本寿
参事	小松通利	主任	寺澤大介
主査	田中剛史		

4、議事日程

開会

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	議第 60 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 61 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議第 62 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第 5	議第 63 号 非農地通知書交付申請について
日程第 6	議第 64 号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外申請について
日程第 7	議第 65 号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域への編入申請について
日程第 8	報告事項について

閉会

開 議 午後 3 時 00 分

○事務局（山本幸伸君） 皆さん、こんにちは。ただいまから平成 28 年天草市農業委員会第 12 回総会を開催いたします。携帯電話につきましては電源を切るか、マナーモードに切り替えをお願いします。

それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さん、こんにちは。年末を控えて、大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございました。昨日、今日あたりから冷え込んできましたので、皆さんお体を大切にさせていただきたいと思えます。また、農業者年金と全国農業新聞の推進につきましては、ご苦勞をおかけしています。年金につきましては、予想以上に加入申し込みがされているようです。新聞につきましては、少ないようですので、推進活動をお願いします。それでは、本日もよろしくをお願いします。

○事務局（山本幸伸君） ありがとうございます。本日は、8 番、井島委員から欠席の届出が出ております。過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、4 番、中村委員、6 番、黒川委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 60 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。河浦町の譲受人は熊本市の譲渡人外 1 名より、亀場町の畑 181 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草工業高校から南へ約 700m、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第61号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②の2ページをお開きください。1番について説明します。転用者は栢宇土町の個人で、栢宇土町の畑82㎡を取得して、宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草地域医療センターから北西へ約1.2km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいでは手狭なため、宅地拡張し、庭として整備する計画です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に庭として利用してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第62号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第62号について説明します。資料②の3ページからご説明いたします。利用権の新規設定の計画が19件、再設定の計画が4件合計で23件、総面積は71,300㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料②の8ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました利用権設定23件につきまして、

質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第63号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第63号について説明します。資料②の9ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数が佐伊津町27筆、河浦町2筆、新和町1筆、五和町15筆、合計45筆、面積は合計で31,109㎡となっております。現地確認を実施し、12ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。今回の農地は、(1)の農地に復元するための物理的な条件が著しく困難なものに該当する可能性があると思われます。スクリーンをご覧ください。1番から25番の申請地周辺の地図です。次が1番の航空写真です。次が1番の現地の写真になります。次が2番の航空写真です。次が2番の現地の写真になります。次が3番、4番の航空写真です。次が3番、4番の現地の写真になります。4番につきましては、動画を撮影していますのでご覧ください。

○事務局（寺澤大介君） 4番は、事務局で現地を確認した結果、非農地ではなく農地と見受けられましたので、資料②の現況地目欄には畑と記載しています。写真と動画を見ていただき判断をお願いしたいと思います。

○議長（鶴田雄士君） ここは、先日、私も確認に行ってきました。まだセイタカアワダチソウが生えている程度で、それを刈り取ると畑として利用できると思います。皆さんのご意見はいかがでしょう。

○10番（小堀田幸一君） 草を払えば大丈夫でしょ。手前は作付けしてある。ここをそのまま放置していたら手前の人に迷惑がかかるから、事務局の判断と同じで畑でいいと思う。

○事務局（小松通利君） 引き続き説明します。次が5番から15番の航空写真です。次が5番から15番の現地の写真になります。次が16番から18番の航空写真です。次が16番から18番の現地の写真になります。次が19番から21番の航空写真です。次が19番から21番の現地の写真になります。次が22番から25番の航空写真です。次が24番の現地の写真になります。ここも現地の動画を撮影してきていますので、ご覧ください。次が22番、23番、25番の現地の写真になります。26番、27番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。ここも現地の動画を撮影してきていますので、ご覧く

ださい。次が 28 番、29 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が 30 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次の案件に入る前に資料④の 3 ページ「第 4 その他」の「2」をご覧ください。「農業委員会は対象農地が農地法第 4 条、第 5 条の規定に違反する場合は『農地』に該当するか否かの判断を行わない。この場合、農業委員会は違反転用是正のための指導を行うものとする」とあります。要するに転用を行ってある農地については非農地かどうかの判断を行わず、指導する。ということです。次の案件はいろいろな部分があり、今述べたことも踏まえてご審議いただければと思います。スクリーンをご覧ください。31 番から 34 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が 31 番の現地の写真になります。次が 32 番、33 番の写真です。次が 34 番の写真です。ここも動画を撮影してきていますので、ご覧ください。

○3 番（山本隆久君） 先日、事務局長と小松さんと私で現地を確認に行きました。小屋が建っているところは無許可で小屋が建っています。31 番の畑の一部は耕作されていますので非農地としては認められないと思います。また、33 番も非農地では認められないかなと思います。ただ、32 番については、認めてもいいのではと思います。

○10 番（小堀田幸一君） 31 番だけ却下して、32 番から 34 番を非農地として認めるようにしてはどうですか。

○事務局（小松通利君） 分かりました。では、引き続き説明します。次が 35 番、36 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が 35 番の現地の写真になります。次が 36 番の現地の写真になります。37 番から 41 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が 42 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が 43 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。44 番、45 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。以上のとおり認定することにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので 4 番は畑、31 番は判断しないと、26 番、27 番は原野、外は山林として認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 6、議第 64 号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） お手元の資料②の 13 ページをお開きください。1 番について説明します。転用者は新和町の個人で新和町の田 3,971 m²に植林する計画です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した新和病院から北西へ約 2 km、青色で着色した県道大宮地宮地岳線の南側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が動画になります。次が配置・排水図になります。土地利用計画の内容は、これまで稲作を行ってきたが高齢となり稲作ができなくなった。また、後継者もおらず、今後、農地を管理できないため、クヌギ 1,200 本を植林し山林として管理する計画です。除外後の農地区分は概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地であり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありますか。

○9 番（本田実君） 下の農地は、申請者のものですか。

○事務局（小松通利君） 下の農地は、違う方のものです。

○9 番（本田実君） 植林されると下の農地の方が困るのでは。日照関係で問題が出てくるのではないのでしょうか。

○10 番（小堀田幸一君） 下の方は、作付けしているように思えるので、植林されると困る気がする。その人が困らないならいいけど。

○事務局（小松通利君） 下の農地の方からは同意書が添付されています。

○9 番（本田実君） 同意されているなら大丈夫です。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に、2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2 番について説明します。転用者は志柿町の個人で、志柿町の畑 188 m²を個人住宅兼農業用倉庫に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した志柿小学校から東へ約 1km、青色で着色した国道 324 号の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、除外申請地を含めた総事業面積 834.01 m²に個人住宅兼農業用倉庫を建設する計画です。除外後の農地区分は、土地改良事業による換地が行われているので、第 1 種農地です。第 1 種農

地は原則転用許可できませんが、集落に接続する住宅で例外規定に当てはまり農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありであると決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の畑1,098㎡を取得して、個人住宅及び貸駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から南東へ約1.2km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが老朽化し不便なため2世帯住宅を建築し、また、隣接地を近くの施設へ10台分の駐車場として貸し付ける計画です。除外後の農地区分は、土地改良事業による換地が行われているので、第1種農地です。第1種農地は原則転用許可できませんが、集落に接続する住宅及び駐車場であるので、例外規定に当てはまり農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

○10番（小堀田幸一君） 10番小堀田です。駐車場は、施設へ貸し付けるとありますが、施設はどこにありますか。

○事務局（寺澤大介君） 航空写真のここに 있습니다。社会福祉系の法人です。申請地からの距離は約150mです。

○10番（小堀田幸一君） 結構離れているが、本当に利用するのか。

○事務局（寺澤大介君） 職員用の駐車場にするようです。施設に駐車場が少なく、施設に来る人たちが道路脇に車を止めるため、通行に支障をきたす可能性があります。そのため、職員が施設駐車場に止めないよう、職員用の駐車場として今回、申請をされています。

○10番（小堀田幸一君） 分かりました。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(小松通利君) 4番について説明します。転用者は大阪府の個人で五和町の畑349㎡に個人住宅を建てる計画です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した総合交流ターミナル施設ユメールから東に約100m、国道324号線の北側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が動画です。次が配置・排水図です。土地利用計画の内容は、両親の住まいの老朽化が進み、耐震性もなく危険であります。また、現在の住まいは2階部分が住居になっており、階段の昇り降りなどが高齢者の生活に支障をきたしているため、住宅を新築する計画です。除外後の農地区分は概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則転用許可できませんが集落に接続する住宅で例外規定に当てはまり農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

○議長(鶴田雄士君) 日程第7、議第65号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域への編入申請についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) 議第65号について説明します。資料②、14ページをご覧ください。1番、2番、4番が農地保全のため、農用地区域へ編入し中山間集落協定に参加したいというものです。3番が農地保全のため、農用地区域へ編入し中山間総合整備事業を実施したいというものです。スクリーンをご覧ください。1番の申請地は赤色着色部分です。次が航空写真です。続きまして、2番の申請地は赤色着色部分です。次が航空写真です。続きまして、3番の申請地は赤色着色部分の北側です。赤色着色部分は圃場整備区域全体になります。次が航空写真です。続きまして、4番の申請地は赤色着色部分です。次が航空写真です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました件につきまして、質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は異議なしと決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 8、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 報告事項につきましては、資料②の 15 ページに記載しております。
農地利用・形状変更届については、ございませんでした。第 4 条の許可不要転用届については、ございませんでした。第 5 条の許可不要転用届については、河浦町 1 件、無線基地局を設置したいというものでした。平成 28 年 9 月 27 日に行われた農業委員会第 10 回総会の議第 49 号農地法第 3 条の 2 番で審議された案件について、譲渡人の住所地番を記入誤りしていたとの申出書の提出がありました。住民票等で確認をしましたので、後日許可書の差し替え発行を致します。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 28 年天草市農業委員会第 12 回総会を閉会致します。

午後 4 時 15 分 閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 中村三子

署名委員 黒川紀世子

